

# 財政福祉委員会

## 説明資料

平成30年3月13日

健康福祉局

# 目 次

頁

1	バリアフリー化未実施駅の1日当たり乗降客数と整備に向けた課題	1
2	デイサービス型地域活動支援事業の支給決定要件等の変更内容	2
3	障害者差別解消に関する条例の検討経過	3
4	検討中の障害者差別解消に関する条例の主な特色	4
5	障害者就労定着支援事業補助金の概要	5
6	障害者就労支援センター等の拡充の概要	6
7	自殺対策計画の策定スケジュール	7
8	中学生の学習支援事業の実施状況	8
9	仕事・暮らし自立サポートセンターの相談実績の推移	11
10	無料低額宿泊所及び法的位置付けのない施設の状況	12
11	区別の被保護世帯数、国標準数、現業員配置数及び担当世帯数	13
12	区別の生活保護関係嘱託員の配置状況	14
13	不正受給（生活保護法第78条適用）の状況	15
14	骨髄バンクドナー等助成金の交付決定実績	16
15	定期インフルエンザ予防接種の接種率等の他都市比較	17
16	抗体が失われた小児へのワクチン再接種費用助成制度の概要	18
17	住宅宿泊事業に係る要綱の主な規定	19
18	犬猫の収容頭数及び処分頭数の推移	20
19	市立斎場における火葬実施状況の推移	21
20	平成30年度の保健所体制	22
21	区役所の保健部門と福祉部門の主な組織	23
22	区役所における環境業務関係業務に従事する技師の定数の推移	25
23	平成30年度における主な喫煙対策の取組み	26
24	建物内全面禁煙実施施設認定事業における認定施設数の推移	26
25	国民健康保険料賦課率設定の考え方	27

26	国民健康保険 1 人当たり平均保険料及び 1 人当たり医療費の推移	28
27	他都市の国民健康保険料設定の考え方	29
28	国民健康保険 1 人当たり平均保険料の他都市比較の推移	30
29	国民健康保険一般会計繰入金の内訳と推移	31
30	国民健康保険における法定外の一般会計繰入金の他都市比較	32
31	国民健康保険の短期被保険者証及び資格証明書の交付件数並びに 保険料滞納世帯数及び滞納世帯に対する差押え件数	33
32	国民健康保険及び介護保険における不正利得返還金事例	34
33	国民健康保険における医療法人偕行会の不正利得返還状況	35
34	医療法人偕行会との債務承認弁済契約書	36
35	後期高齢者医療保険料改定等の影響人数及び年金収入階層別保険 料の推移	39
36	第 7 期介護保険料基準月額の算定要素	41
37	第 7 期介護保険料基準月額の他都市比較	42
38	介護医療院の概要	43
39	高齢者サロン等への運営助成の概要	44
40	なごや認知症カフェに係る助成事業の概要	45
41	なごや認知症カフェの登録及び助成状況	46

1 バリアフリー化未実施駅の1日当たり乗降客数と整備に向けた課題

(単位：人)

区分	乗降客数	課題
本笠寺駅	4,600	連続立体交差事業との整合性
本星崎駅	4,400	
桜駅	3,500	

注1：乗降客数は、名古屋市統計年鑑(平成28年版)における平成27年度の乗車人員を366日で除して2倍(十の位を四捨五入)したもの

注2：課題は、事業者から聴取したもの

## 2 デイサービス型地域活動支援事業の支給決定要件等の変更内容

### (1) 他の日中活動サービスと同一日利用する場合の支給決定要件

同一法人・同一敷地での利用を禁止した上で、その利用に当たらないデイサービス型地域活動支援事業と国サービスである日中活動サービスとの同一日の利用については、これまで必要性を十分勘案したうえで認めてきた。

今回、これについて引き続き同一法人・同一敷地での利用を禁止した上で、国の報酬の整理も踏まえ、支給決定要件を明確化し、「介護者が不在等により特に支援の必要がある」と判断する場合に支給決定を行うこととした。

#### (参考) 日中活動サービスに係る国の報酬の整理

日中活動サービスの報酬については、1日当たりの支援に係る費用を包括的に評価していることから、日中活動サービスの報酬を算定した場合には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない。

### (2) 報酬算定の方法の整理

報酬区分に応じて、最低提供時間を示した。

報酬区分	最低提供時間
4時間まで	設定なし
4時間超から6時間まで	4時間20分以上の提供より算定可能
6時間超	6時間20分以上の提供より算定可能

### 3 障害者差別解消に関する条例の検討経過

区 分		内 容
29年3月	障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害者差別解消に関する条例検討のための部会設置について」意見書提出</li> </ul>
29年5月 ～11月 (5回開催)	障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例検討開始の経緯</li> <li>・障害者差別解消法と条例の関係</li> <li>・条例検討にかかるスケジュール</li> <li>・条例の骨子案</li> </ul>
29年12月	障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の骨子案</li> </ul>

#### 4 検討中の障害者差別解消に関する条例の主な特色

区 分		内 容
障害者の定義		障害の原因となる心身の機能障害として難病を明記
基本理念		障害者差別解消は、当事者間の建設的な対話による相互理解を基本とすることなど7項目を規定
差別の禁止		不当な差別的取扱いについて、福祉サービス、医療、教育など9分野を例示列挙
相談体制		障害者差別相談センターを中心とした体制を具体的に明記
紛争解決の仕組み	種類	助言、あっせん、勧告、公表
	対象	不当な差別的取扱いに加え、合理的配慮の不提供も対象
障害者理解の促進		手話言語の普及、意思疎通手段の利用促進を規定

## 5 障害者就労定着支援事業補助金の概要

区 分	2 9 年 度	3 0 年 度
目 的	<p>一般企業等に就職している障害者を対象に就労定着のための支援を行った事業所に対し補助金を交付することにより、障害者の一般就労の定着及び促進を図る。</p>	
助 成 対 象	<p>就労移行支援事業所 就労継続支援事業所 グループホーム ※社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人の事業所に限る。</p>	
対 象 事 業	<p>就労移行支援事業、就労継続支援事業又はグループホームの利用者が一般企業などへ就労した後、引き続き事業所職員が就労定着のために職場や自宅などへ訪問して、助言・指導などの支援を行った場合に助成</p>	
助 成 額	<p>7, 100円/回 (ただし、同一日、同一職場における連続支援の場合は、6, 400円/回)</p>	
助 成 期 間	就職日から3年間	原則、就職日から半年間
助 成 回 数	就職日から2年目までは 54回(3年目は6回)	24回
予 算 額	26, 848千円	12, 780千円



## 6 障害者就労支援センター等の拡充の概要

区 分		障害者就労 支援センター	障害者雇用 支援センター
29年度	か 所 数	2か所	1か所
	1か所当たり職員数	4人	4人
	1か所当たり予算額	18,465千円	18,399千円
30年度	か 所 数	2か所	1か所
	1か所当たり職員数	5人	5人
	1か所当たり予算額	23,365千円	23,299千円

## 7 自殺対策計画の策定スケジュール

区 分	内 容
30年4月～8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画策定検討会にて検討</li> <li>・ 自殺対策推進本部会議にて計画素案の策定</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリックコメントの実施</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の策定及び公表</li> </ul>
31年1月～3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報なごや特集号等での周知・啓発</li> </ul>

## 8 中学生の学習支援事業の実施状況

### (1) 対象児童数及び参加児童数

(単位：人)

区 分	対 象 児 童 数	参 加 児 童 数
千 種	43	14
東	15	11
北	90	42
西	57	25
中 村	60	28
中	34	7
昭 和	24	4
瑞 穂	29	18
熱 田	16	9
中 川	178	62
港	161	52
南	125	35
守 山	57	23
緑	80	38
名 東	57	23
天 白	41	11
計	1,067	402

注1：対象児童数は、平成29年4月1日現在の生活保護世帯の対象児童数

注2：参加児童数は、平成29年12月31日現在の参加児童数で生活困窮世帯の参加児童数を含む。

(2) 高等学校等進学率

区 分		中学校 卒業生数 (A)	高等学校等 進学者数 (B)	進学率 (B/A)
		人	人	%
29年3月 卒業生	本市全体	19,949	19,685	98.7
	被保護者	374	335	89.6
	事業参加者	136	131	96.3

注1：高等学校等とは、高等学校の本科（全日制・定時制・通信制）、高等専門学校、特別支援学校高等部本科及び専修学校（高等課程）を指す。

注2：事業参加者は、生活困窮世帯の参加児童を含む。

(3) 市が主催する事業者連絡会・研修会等の実施状況

区分	概要	参加者数
連絡会	<p>【第1回事業者連絡会】 日 時：平成29年12月1日（金） 内 容：「平成28年度利用者アンケート結果について」 「運営・支援内容に関するグループワーク」など</p>	37人
	<p>【第2回事業者連絡会】 日 時：平成30年3月18日（日） 内 容：「取り組み事例の共有と次年度に向けた課題」（仮）</p>	開催予定
研修会	<p>【事業実施責任者向け研修会】 日 時：平成29年8月20日（日） 内 容：「学習等支援事業の取り組みについて」 「学校連携のためのスクールソーシャルワーカーの役割」</p>	39人
	<p>【運営責任者向け研修会】 日 時：平成29年12月1日（金） 内 容：「教室の運営・支援スタッフのマネジメントについて」</p>	42人
	<p>【学習サポーター研修会（初級1）】 日 時：平成30年1月28日（日） 内 容：「困難を抱えた中学生への関わり方について」</p>	49人
	<p>【学習サポーター研修会（初級2）】 日 時：平成30年2月4日（日） 内 容：「困難を抱えた中学生への関わり方について」</p>	87人
	<p>【学習サポーター研修会（中級）】 日 時：平成30年2月25日（日） 内 容：「学習支援における学習サポーターの役割」</p>	46人
	<p>【学習支援事業全体研修会】 日 時：平成30年3月18日（日） 対 象：事業実施責任者・運営責任者・学習サポーター等 内 容：「子どもの貧困と学習支援事業の現状と課題」（仮）</p>	開催予定
交流会	<p>【学習サポーター交流会】 日 時：平成30年2月25日（日） 内 容：「子ども達の未来を物語るワークショップ」</p>	46人

## 9 仕事・暮らし自立サポートセンターの相談実績の推移

### (1) 相談受付等状況

(単位：件)

区 分	28年度	29年度
新規相談受付（本人未特定含む）	2,515	1,951
新規相談受付（本人特定のみ）	2,131	1,546
相談のみ・情報提供等	881	611
他機関・他制度へのつなぎ	463	317
センターにおける支援	787	618

注1：本人特定は、新規相談受付のうち氏名及び連絡先が判明した件数

注2：平成29年度は平成29年4月から12月までの件数

### (2) 相談内容別

(単位：件)

区 分	28年度	29年度
経済的困窮	1,332	952
就職活動・就職定着困難	1,168	818
家計管理・債務	787	685
家族関係	766	558
メンタルヘルス	566	447
病気・けが	597	387
住まいの不安	566	354
障害・障害の疑い	454	345
その他	1,622	995

注1：相談内容は重複するため、「新規相談受付（本人特定のみ）」の件数とは一致しない。

注2：平成29年度は平成29年4月から12月までの件数

## 10 無料低額宿泊所及び法的位置付けのない施設の状況

(平成29年6月末現在)

区分	無料低額宿泊所			法的位置付けのない施設	
	施設 か所	入所者 人	被保護者 人	施設 か所	被保護者 人
千種	—	—	—	2	32
東	—	—	—	—	—
北	—	—	—	5	119
西	4	124	124	—	—
中村	1	62	60	9	217
中	—	—	—	1	24
昭和	2	175	168	—	—
瑞穂	—	—	—	1	11
熱田	2	54	48	1	23
中川	—	—	—	8	123
港	—	—	—	4	107
南	2	41	35	8	498
守山	2	91	91	5	55
緑	7	296	289	3	24
名東	1	50	50	8	154
天白	1	20	12	2	16
計	22	913	877	57	1,403

注：法的位置付けのない施設の入所者数については把握していない。

11 区別の被保護世帯数、国標準数、現業員配置数及び担当世帯数

区 分	2 9 年 度				3 0 年 度			
	被保護 世帯数	国標準数	現業員 配置数	担 当 世帯数	被保護 世帯数	国標準数	現業員 配置数	担 当 世帯数
千 種	世帯	人	人	世帯	世帯	人	人	世帯
東	2,298	28	20	115	2,323	29	21	111
北	832	10	8	104	841	10	8	105
西	3,084	38	28	110	3,117	38	28	111
中 村	2,492	31	23	108	2,519	31	23	110
中	4,623	57	48	96	4,672	58	48	97
昭 和	1,649	20	18	92	1,667	20	18	93
瑞 穂	1,464	18	15	98	1,480	18	15	99
熱 田	1,390	17	14	99	1,405	17	14	100
中 川	1,155	14	11	105	1,167	14	11	106
港	4,021	50	36	112	4,064	50	37	110
南	2,973	37	28	106	3,005	37	28	107
守 山	4,469	55	40	112	4,517	56	40	113
緑	2,416	30	21	115	2,442	30	22	111
名 東	1,998	24	18	111	2,019	25	19	106
天 白	2,063	25	18	115	2,085	26	18	116
全 市	1,662	20	15	111	1,680	21	15	112
	38,587	474	361	107	39,000	480	365	107

注1：被保護世帯数は、平成29年度は平成29年4月から12月までの月平均、平成30年度は予算積算上の月平均世帯数

注2：国標準数は被保護世帯数を80で除したもの

注3：平成30年度の現業員配置数は予定数



12 区別の生活保護関係嘱託員の配置状況

(単位：人)

区分	生活保護居宅生活支援員	保護援護生活相談員	訪問活動支援員	医療・介護扶助事務嘱託員	生活保護就労支援員	生活保護年金等調査員	生活保護施設給付適正化推進員	生活保護債権管理嘱託員	生活保護事務嘱託員	生活保護適正実施推進支援員	計
千種	—	—	3	2	3	1	—	1	—	—	10
東	—	—	1	1	2	1	—	1	—	—	6
北	1	—	3	3	4	1	—	1	1	1	15
西	—	—	3	3	4	1	—	1	1	—	13
中村	2	7	5	4	6	1	—	1	—	1	27
中	—	6	2	1	2	1	—	1	—	1	14
昭和	2	—	2	1	3	1	—	1	—	1	11
瑞穂	—	—	2	1	3	1	—	1	—	1	9
熱田	—	3	1	1	2	1	—	1	—	—	9
中川	—	—	4	5	5	1	1	2	1	1	20
港	—	—	3	4	4	1	—	1	1	1	15
南	2	—	4	4	5	1	—	1	—	1	18
守山	—	—	3	3	3	1	—	1	1	1	13
緑	2	—	2	2	3	1	—	1	1	—	12
名東	2	—	2	2	2	1	—	1	—	1	11
天白	—	—	2	1	2	1	—	1	—	1	8
計	11	16	42	38	53	16	1	17	6	11	211

13 不正受給（生活保護法第78条適用）の状況

区 分		2 8 年 度	2 9 年 度
不正受給件数		946 件	600 件
金 額		373,332 千円	232,888 千円
1 件 当 た り の 金 額		395 千円	388 千円
発見の契機別内訳	課税状況調査による発見	623 件	424 件
	金融機関等への調査による発見	300	167
	市民等からの通報による発見	23	9
不正内容別内訳	稼働収入の無申告	557 件	378 件
	稼働収入の過少申告	93	53
	各種年金等の無申告	89	55
	保険等の無申告	13	—
	預貯金等の無申告	7	5
	そ の 他	187	109

注：平成29年度は12月末現在

#### 14 骨髄バンクドナー等助成金の交付決定実績

区 分	実 績
ド ナ ー	1 3 人
事 業 所	4 か 所

注：平成29年4月1日から平成30年3月1日までの実績

## 15 定期インフルエンザ予防接種の接種率等の他都市比較

### (1) 政令指定都市

(平成28年度)

区 分	個 別 通 知	接 種 率 %
名古屋	—	51.7
札幌	—	47.4
仙台	—	52.9
さいたま	—	41.5
千葉	有	46.9
川崎	—	39.0
横浜	—	41.0
相模原	—	41.3
新潟	—	56.7
静岡	—	49.6
浜松	—	60.0
京都	—	49.4
大阪	—	47.4
堺	—	47.9
神戸	—	49.2
岡山	—	48.7
広島	—	55.3
北九州	—	50.3
福岡	—	48.9
熊本	—	54.7

注：千葉市の個別通知は65歳のみを実施

### (2) 県内中核市

(平成28年度)

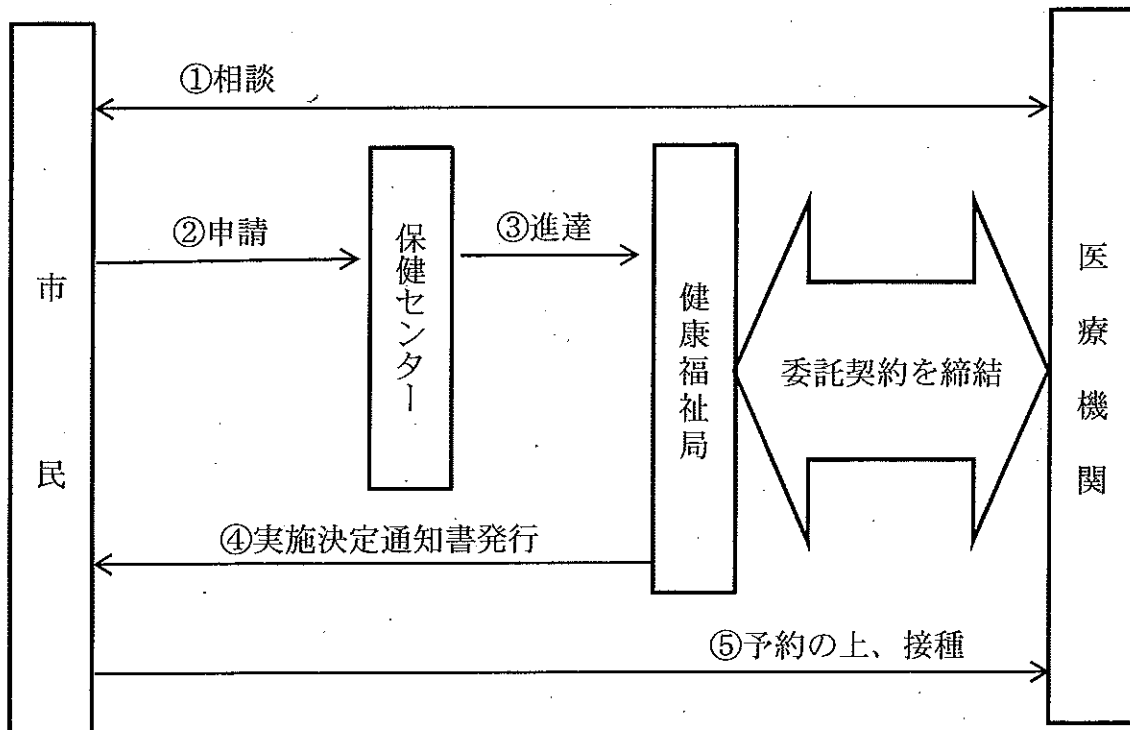
区 分	個 別 通 知	接 種 率 %
豊橋	有	62.9
豊田	有	62.3
岡崎	有	63.3

## 16 抗体が失われた小児へのワクチン再接種費用助成制度の概要

### (1) 概要

事業内容	骨髄移植手術などの医療行為により、接種済みの定期予防接種の効果が失われたと判断され、任意予防接種として再接種する方に対し、再接種費用を全額助成
対象者	以下のすべての要件を満たす方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療行為により接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断されていること</li> <li>・本市の住民基本台帳に記録されていること</li> <li>・20歳未満であること</li> </ul>
対象となる予防接種	インフルエンザ菌b型、小児肺炎球菌、B型肝炎、四種混合、不活化ポリオ、二種混合(DT)、麻しん・風しん(MR)、水痘、日本脳炎、子宮頸がん

### (2) 事業の流れ



### (3) スケジュール

平成30年4月1日から事業開始

## 17 住宅宿泊事業に係る要綱の主な規定

区 分	法 令	要 綱
周辺地域の住民への事前周知	—	<p>【周知対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一建築物に居住する者（共同住宅等）</li> <li>・隣接・近接する土地に存する建築物に居住する者</li> </ul> <p>【周知方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別又は説明会による書面の配付</li> </ul>
届出	・届出事項、添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令以外の添付書類</li> <li>①消防法令適合通知書</li> <li>②事前周知の実施状況</li> <li>③管理業者の駆けつけ時間等</li> </ul>
宿泊者の衛生の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊者1人当たりの居室の床面積の確保</li> <li>・定期的な清掃、換気の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋市旅館業法施行条例の衛生措置基準の一部準用</li> <li>・加湿器の定期的な洗浄等</li> <li>・感染症発生時の対応</li> </ul>
宿泊者名簿の備付け等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載項目</li> <li>・保存期間・保存場所等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則直接面接による記載</li> <li>・旅券の写しの保存</li> <li>・長期滞在者に対する面接等による定期的な確認</li> </ul>
周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音の防止、ごみの処理、火災の防止等のために配慮すべき事項を宿泊者に説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面の備付け、タブレット端末への表示等</li> <li>・電話の備付け等による宿泊者に対する注意喚起を可能とする措置</li> </ul>
苦情等への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺地域の住民からの苦情・問合せに対する適切かつ迅速な対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常時対応・電話による対応</li> <li>・改善されない場合の現場への急行</li> <li>・緊急時の対応</li> <li>・管理業者に委託する場合の管理業者の駆けつけ時間（原則30分以内）</li> </ul>
管理組合の意思の確認	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理組合に対して禁止する意思がないことを1年に1回以上確認</li> </ul>

注：法令とは、住宅宿泊事業法関連法令を指す。

## 18 犬猫の収容頭数及び処分頭数の推移

### (1) 犬

(単位：頭)

区 分	28年度	29年度
収 容	221	174
返 還	126	100
譲 渡	93	73
収容中の死亡	0	3
殺 処 分	0	0

注1：収容中の死亡と殺処分の合計が環境省へ報告している殺処分頭数

注2：平成29年度は平成30年2月28日現在

### (2) 猫

(単位：頭)

区 分	28年度	29年度
収 容	1,087	1,128
返 還	2	3
譲 渡	697	872
収容中の死亡	177	179
殺 処 分	222	75

注1：収容中の死亡と殺処分の合計が環境省へ報告している殺処分頭数

注2：平成29年度は平成30年2月28日現在

19 市立斎場における火葬実施状況の推移

(単位：件)

区分	28年度		29年度	
	八事斎場	第二斎場	八事斎場	第二斎場
市内	14,511	6,932	11,346	6,347
市外	2,142	731	1,674	793
県内	1,928	662	1,519	724
上位10市町村				
日進市	501	あま市 211	日進市 410	あま市 222
東郷町	210	大治町 145	東郷町 163	清須市 133
北名古屋市	177	清須市 109	長久手市 146	大治町 130
豊明市	167	蟹江町 48	豊明市 136	蟹江町 60
長久手市	166	北名古屋市 24	北名古屋市 111	北名古屋市 40
清須市	128	豊明市 21	清須市 91	豊明市 28
あま市	99	日進市 13	尾張旭市 76	日進市 15
尾張旭市	80	弥富市 11	あま市 38	長久手市 12
大治町	30	長久手市 8	春日井市 31	弥富市 10
岡崎市	29	津島市 愛西市 一宮市 7	大治町 27	愛西市 8
その他	341	51	290	66
県外等	214	69	155	69
計	16,653 (68.5%)	7,663 (31.5%)	13,020 (64.6%)	7,140 (35.4%)

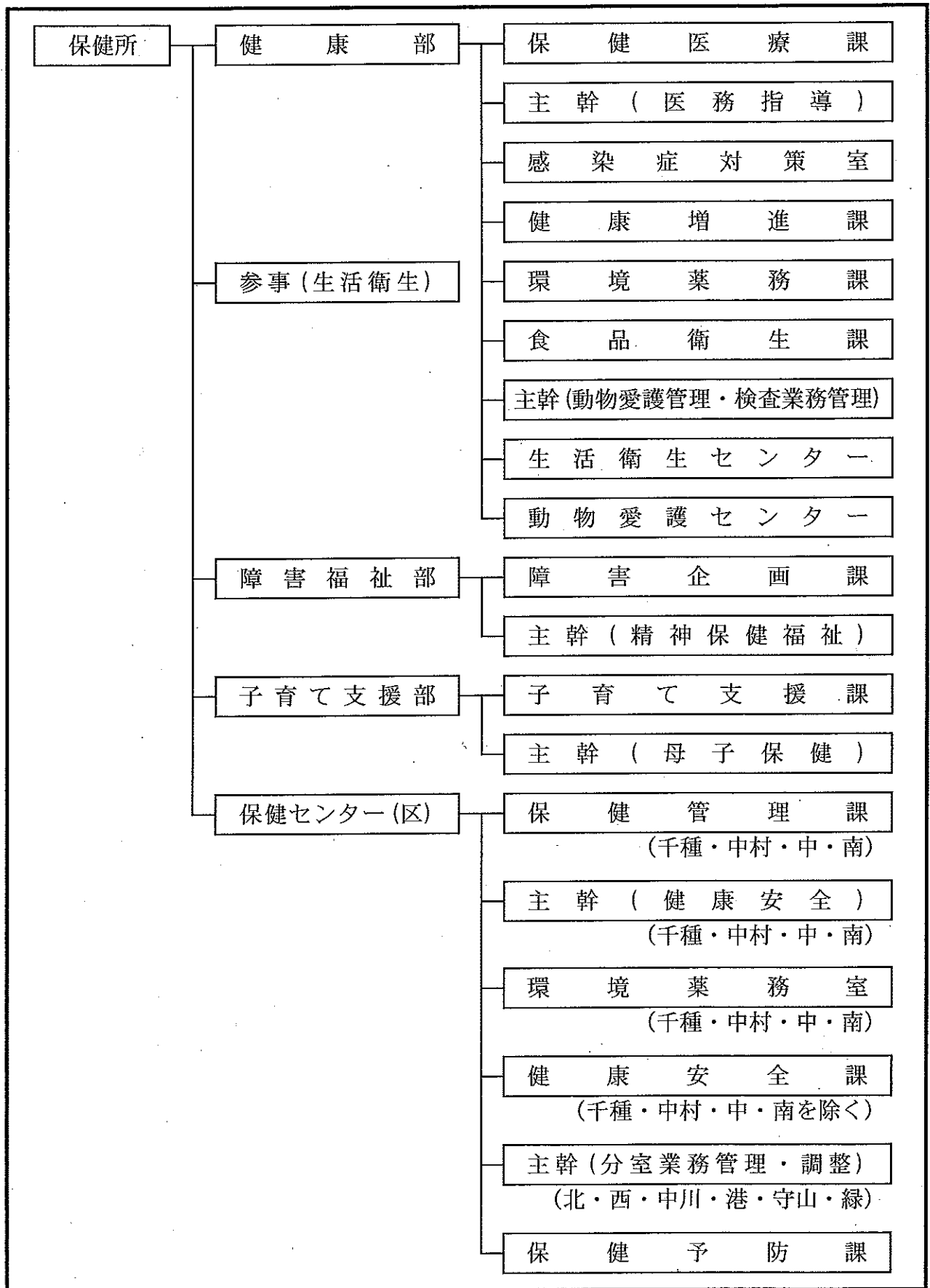
注1：（ ）内は、各斎場の利用割合

注2：下線は、事務組合も含めて火葬場を有しない自治体

注3：平成29年度は平成30年1月31日現在の実績



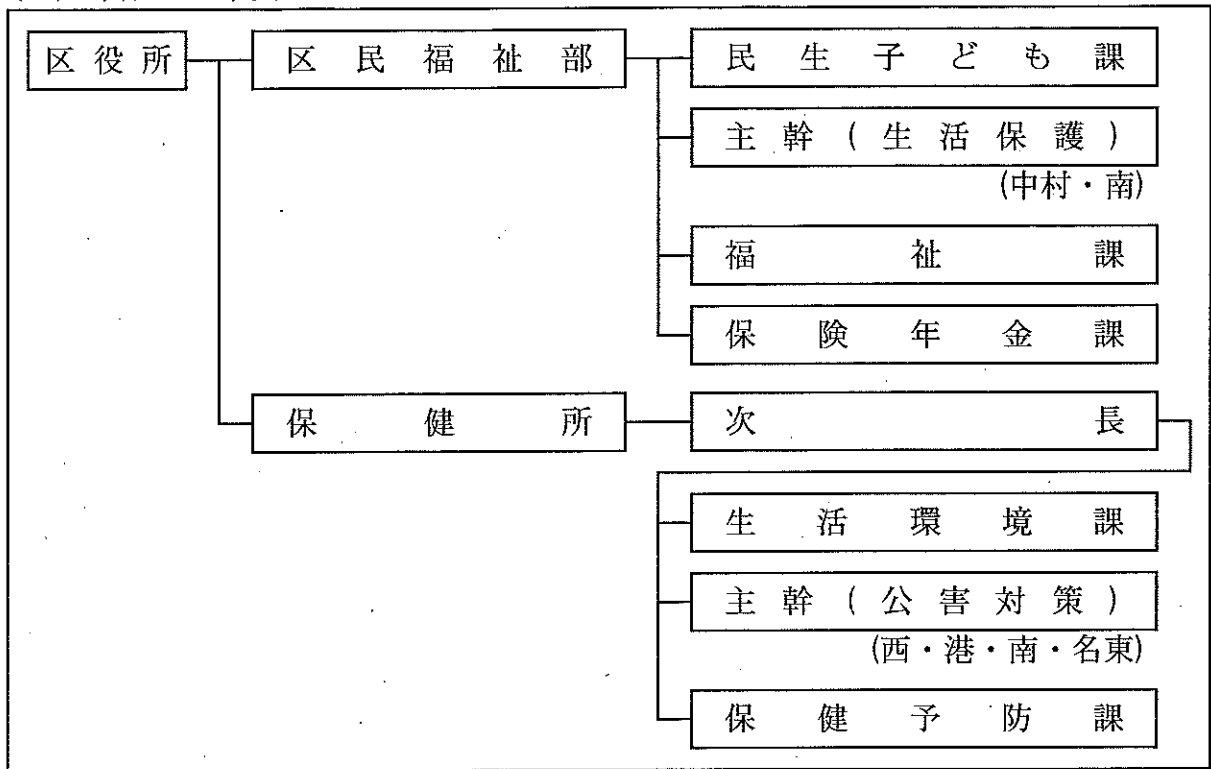
20 平成30年度の保健所体制



注：保健所長の主な補助組織を図表化したもの

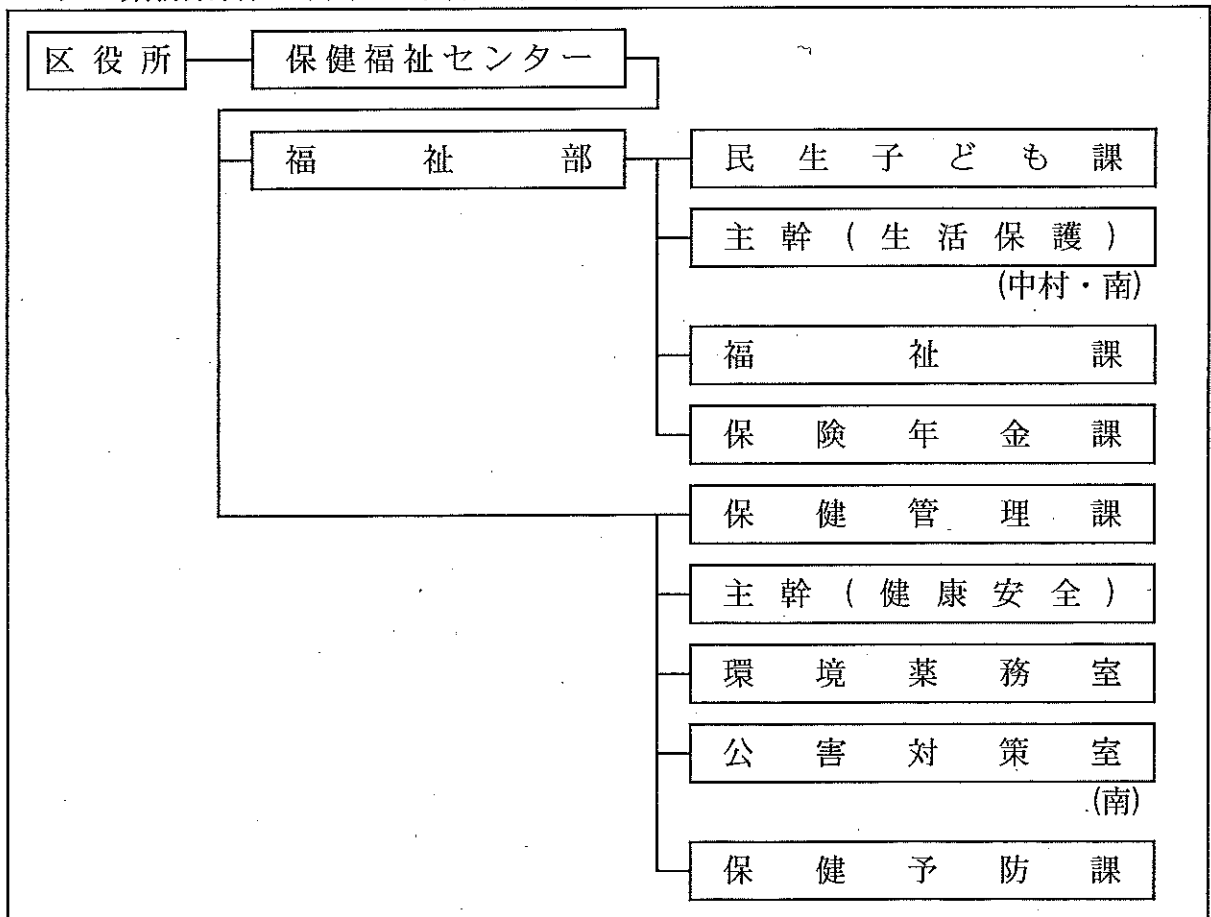
## 21 区役所の保健部門と福祉部門の主な組織

(1) 平成29年度

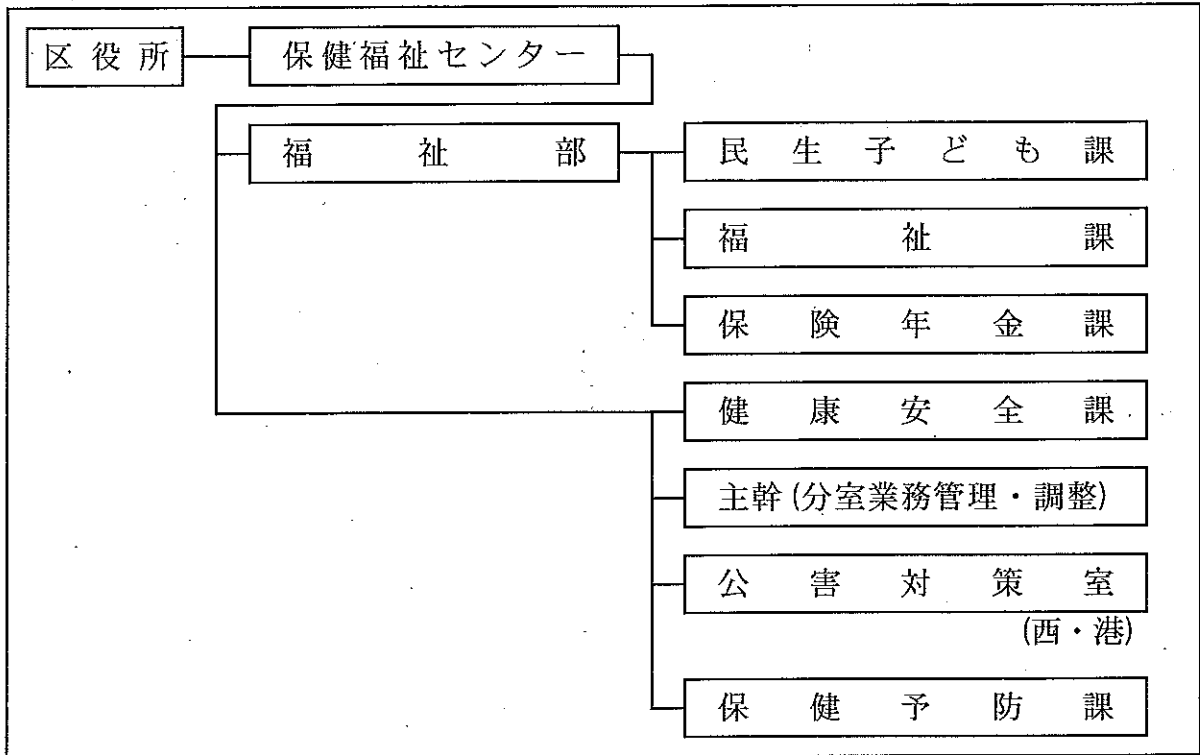


(2) 平成30年度

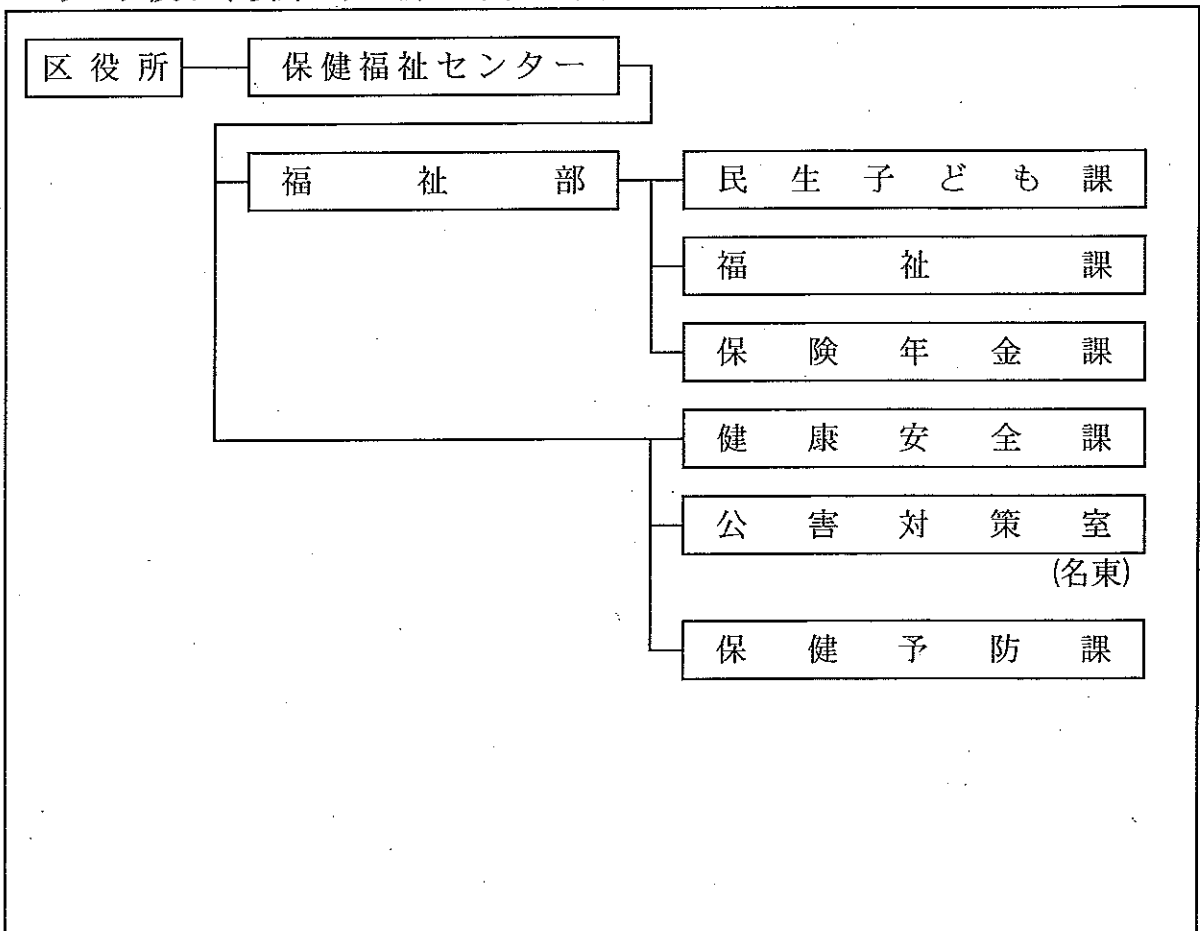
ア 業務集約区 (千種・中村・中・南)



イ 区役所支所設置区 (北・西・中川・港・守山・緑)



ウ ア及びイ以外の区 (東・昭和・瑞穂・熱田・名東・天白)



22 区役所における環境業務関係業務に従事する技師の定数の推移

区 分	2 9 年 度	3 0 年 度
千 種 区 【担当区域】 千種区・昭和区 瑞穂区・名東区	9	10
中 村 区 【担当区域】 西区・中村区 熱田区・中川区	16	13
中 区 【担当区域】 東区・北山区 中区・守山区	11	16
南 区 【担当区域】 港区・南区 緑区・天白区	15	10
計	51	49

注1：平成29年度は業務集約区ごとに担当区域の定数の合計を記載

注2：平成29年度の中村区及び南区の定数には広域指導班（各5人）を含む。

## 23 平成30年度における主な喫煙対策の取組み

区 分	事業内容
禁煙の日街頭キャンペーン	スワンスワンの日（毎月22日）等に、地下鉄駅周辺等において、啓発物品の配布による普及啓発を実施
若年者の喫煙対策	若年からの喫煙防止のため、大学と連携し、啓発リーフレットを配布
	子どもの受動喫煙の防止のため、保健センターにおいて、母子健康手帳交付時、乳幼児健診等の際に啓発リーフレットを配布し、禁煙指導を実施
喫煙者個別健康教育	保健センターにおいて、個人の生活習慣等を具体的に把握しながら、3か月を原則として禁煙指導を実施
集団を対象とした喫煙対策	喫煙が健康に及ぼす影響について正しい知識の普及を図るため、保健センター、学校等において健康教育、健康相談等を実施
建物内全面禁煙実施施設認定事業	飲食店・企業・事務所等において、建物内全面禁煙を実施している施設を認定
受動喫煙防止対策研修会等	県・協会けんぽ・健保連と共催で、県内自治体職員、県内団体・企業安全衛生担当者向けの研修会等を開催
受動喫煙防止対策に係る普及啓発	国の受動喫煙防止対策の内容及び受動喫煙が健康に及ぼす影響等の知識について、新たな媒体による普及啓発を実施

## 24 建物内全面禁煙実施施設認定事業における認定施設数の推移

区 分	28年度	29年度	34年度 目標値
施設数	3, 246	3, 393	5, 000

注1：平成28年度は年度末現在、平成29年度は12月末現在

注2：平成34年度の目標値は、健康なごやプラン21（第2次）の目標値

## 25 国民健康保険料賦課率設定の考え方

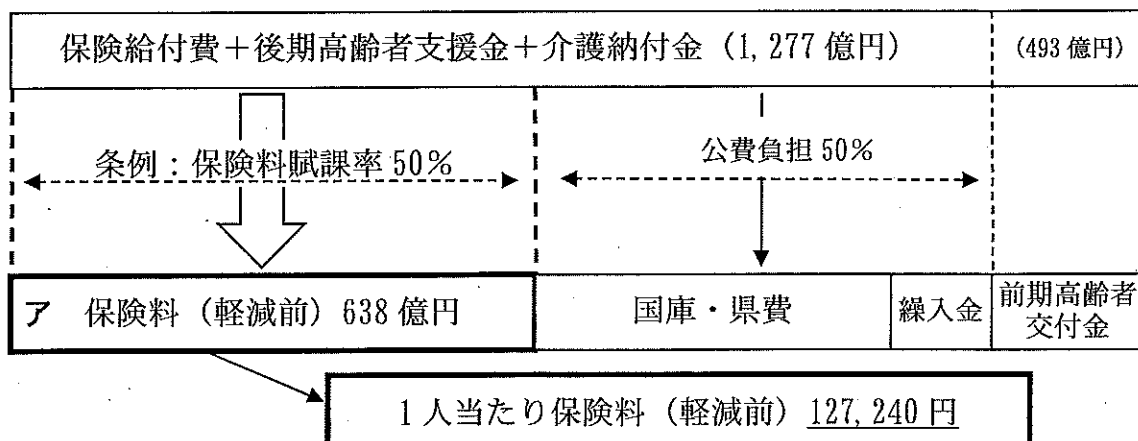
### (1) 条例改正案の考え方

- 現行の保険料水準を維持
  - 保険料賦課の考え方を継続する。
  - 均等割 3%引き下げなどの軽減制度を継続する。

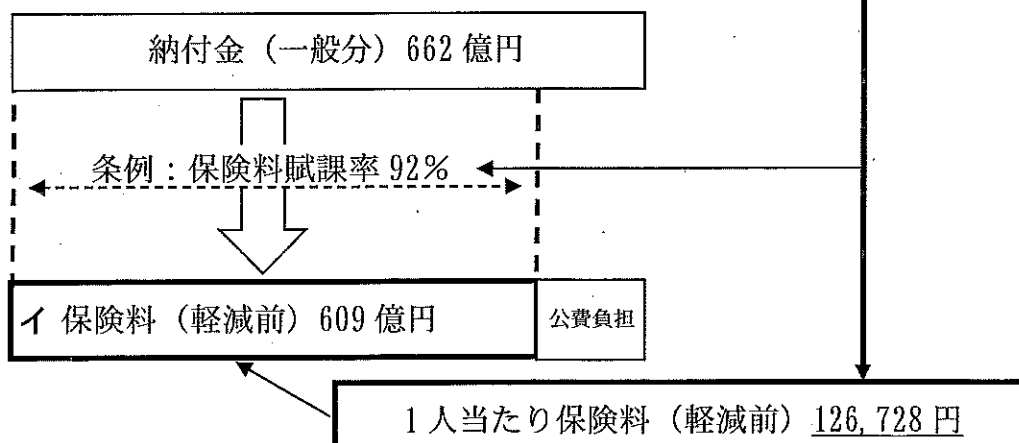
### (2) 条例改正案の概要

- 現行の賦課率 50% 分の下図ア保険料(軽減前)と 30 年度の賦課率の下図イ保険料(軽減前)について、1 人当たり金額が同水準となるよう、保険料賦課率を 92% と設定
- 医療費の自然増減等(納付金の増減)により、保険料(軽減前)が増減する仕組みを継続

#### ○ 現行の算定方式・保険料額(平成 29 年度予算)



#### ○ 平成 30 年度の算定方式・保険料額(条例改正案)



※1 人当たり保険料額は軽減前の賦課総額を全被保険者数で除したものであり、実際の保険料額とは異なる。

※被保険者数が減少する見込みのため、平成 30 年度の保険料(軽減前)は平成 29 年度予算より減少

26 国民健康保険1人当たり平均保険料及び1人当たり医療費の推移

(単位：円)

区 分	平均保険料	医 療 費
25年度	90,071	307,313
26年度	91,475	312,281
27年度	88,262	320,191
28年度	87,649	323,475
29年度	91,688	339,183
30年度	91,394	343,601

注1：各年度とも予算時における見込み額

注2：平均保険料は介護分を除く。

27 他都市の国民健康保険料設定の考え方

区 分	政令指定都市	県内他都市
前年度と同水準とした	名古屋市、川崎市 静岡市、浜松市 堺市、北九州市 福岡市	豊田市
決算補填目的の一般会計繰入金 を削減するため、前年度から引 き上げた	さいたま市、相模原市 岡山市	一宮市
医療費の自然増分、前年度から 引き上げた	横浜市	岡崎市
一般会計繰入金の減少分の半分 を引き下げに充てた	—	春日井市
決算補填目的の一般会計繰入金 の削減に努めた結果、前年度と 同水準となった	広島市	—
標準保険料率で積算した結果、 前年度から上がった	大阪市	—
制度改革の影響により前年度か ら下がった	京都市、熊本市	豊橋市
決算補填目的の一般会計繰入金 が解消され、さらに前年度から 下がった	札幌市、千葉市 新潟市、神戸市	—
予算の時点では未定	仙台市	—



## 28 国民健康保険1人当たり平均保険料の他都市比較の推移

(単位：円)

区 分	29年度	30年度
名古屋	91,688	91,394
札幌	85,102	82,210
仙台	87,842	81,762
さいたま	92,638	92,097
千葉	92,307	90,275
川崎	104,930	105,200
横浜	93,963	96,960
相模原	88,737	90,878
新潟	86,346	83,268
静岡	84,198	84,261
浜松	104,396	103,965
京都	78,061	75,185
大阪	75,783	78,225
堺	79,626	80,041
神戸	86,274	81,667
岡山	82,642	87,674
広島	107,675	92,876
北九州	72,750	72,528
福岡	78,365	78,128
熊本	91,661	91,296

注：介護分を除く。

29 国民健康保険一般会計繰入金の内訳と推移

(単位：千円)

区 分	29年度	30年度
一般会計繰入金	27,580,110	22,994,925
法定分繰入	19,292,574	16,838,128
保険料軽減分	7,722,442	7,644,595
保険者支援分	4,110,207	4,105,854
職員給与費等	3,986,594	4,174,785
出産育児一時金	728,000	644,000
財政安定化支援事業	2,745,331	268,894
法定外繰入	8,287,536	6,156,797
決算補填目的	3,848,785	2,216,890
国庫不足補填	1,603,704	564,989
保険料未収分の補填	1,313,712	1,266,730
非自発的失業者の保険料軽減	391,287	364,123
事務費等	539,488	20,483
結核医療付加金	594	565
決算補填目的外	4,438,751	3,939,907
均等割3%引き下げ	768,162	775,089
条例減免(一般被保険者分)	818,029	853,010
地方単独事業の医療費波及増等	1,109,612	990,204
保険料の年度間調整等	1,742,948	1,321,604

## 30 国民健康保険における法定外の一般会計繰入金の他都市比較

(単位：千円)

区 分	決算補填目的	決算補填目的外	計
名古屋	2,216,890	3,939,907	6,156,797
札幌	—	1,824,314	1,824,314
仙台	—	702,225	702,225
さいたま	—	649,126	649,126
千葉	—	680,112	680,112
川崎	2,741,218	924,158	3,665,376
横浜	8,173,418	2,428,759	10,602,177
相模原	2,400,000	701,000	3,101,000
新潟	—	182,892	182,892
静岡	284,878	16,884	301,762
浜松	—	499,044	499,044
京都	—	1,237,000	1,237,000
大阪	805,702	627,986	1,433,688
堺	—	158,102	158,102
神戸	—	—	—
岡山	620,020	698,069	1,318,089
広島	541,445	652,971	1,194,416
北九州	—	1,081,880	1,081,880
福岡	1,985,739	1,710,554	3,696,293
熊本	630,000	235,291	865,291

注：平成30年度予算案

31 国民健康保険の短期被保険者証及び資格証明書の交付件数並びに  
保険料滞納世帯数及び滞納世帯に対する差押え件数

区 分	滞納世帯	短期被保険者証	資格証明書	差押え
千 種	世帯 2, 956	件 471	件 170	件 192
東	2, 000	278	96	284
北	3, 097	551	304	318
西	2, 804	406	343	548
中 村	4, 210	549	290	307
中	5, 268	638	509	266
昭 和	1, 627	271	133	146
瑞 穂	1, 132	214	74	74
熱 田	1, 033	226	69	137
中 川	4, 640	786	377	551
港	3, 132	609	301	375
南	2, 568	416	194	205
守 山	2, 456	460	169	145
緑	2, 480	546	219	232
名 東	2, 157	408	241	222
天 白	2, 145	455	122	331
計	43, 705	7, 284	3, 611	4, 333

注1：滞納世帯数は平成28年度末時点、その他は平成29年12月末時点

注2：滞納世帯数は、国民健康保険の資格を喪失した世帯を含む。

## 32 国民健康保険及び介護保険における不正利得返還金事例

### (1) 国民健康保険

順位	発生年度	対 象	返 還 金 額	加 算 金 額
1	26年度	病 院	102,078,786円	30,287,382円
2	27年度	鍼灸マッサージ 施 術 所	664,811円	—
3	26年度	柔 道 整 復 施 術 所	332,799円	—
4	26年度	歯 科 診 療 所	276,864円	110,745円
5	26年度	訪 問 看 護 ス テーション	112,105円	42,588円

注1：平成26年度以降の発生分に係る返還金額上位5件

注2：返還金額には、当該事案に係る不当利得返還金を含む。

### (2) 介護保険

順位	発生年度	対 象	返 還 金 額	加 算 金 額
1	27年度	認知症対応型 共同生活介護 事 業 所	8,246,620円	3,298,648円
2	26年度	訪 問 介 護 事 業 所	6,026,349円	2,410,539円
3	28年度	訪 問 介 護 事 業 所	5,937,301円	2,374,920円
4	26年度	訪 問 介 護 事 業 所	3,927,670円	1,571,068円
5	26年度	訪 問 介 護 事 業 所	2,517,808円	1,007,123円

注：平成26年度以降の発生分に係る返還金額上位5件

33 国民健康保険における医療法人偕行会の不正利得返還状況

区 分	内 容
概 要	平成22年 7月 8日に実施された医療法人偕行会が運営する名古屋共立病院に対する監査の結果、保険請求の不正請求分が認められたため、診療報酬返還となったもの
経 過	<p>平成26年12月24日 愛知県より診療報酬返還についての通知</p> <p>平成27年 1月16日 医療法人偕行会より、履行期限延期申請書、分納誓約書の提出</p> <p>平成27年 2月 5日 債務承認弁済契約の締結</p>
債 権 と 内 訳	<p>合計額 132,366,168円</p> <p>(内訳)</p> <p>不正請求分返還金額 75,718,456円 加算金額 30,287,382円 不当請求分返還金額 26,360,330円</p>
返 還 計 画	返還額が多額であり、全部を一時に履行することが困難であるとの申出により、平成27年 3月から平成41年 9月までの分割返済（毎年 3月と 9月の 2期で計30期。1期当たり返還額 4,412,000円）とする。
返 還 状 況	平成29年 9月期返還分まで 26,478,168円

## 34 医療法人偕行会との債務承認弁済契約書

### 債務承認弁済契約書

医療法人偕行会（以下、「甲」という。）と名古屋市（以下、「乙」という。）とは、甲が運営する名古屋共立病院における診療報酬の不当請求及び不正請求にかかる診療報酬返還金及び加算金の支払い等に関し、以下のとおり契約を締結する。

#### (債務確認)

第1条 甲及び乙は、甲が、乙に対して次の各号に掲げる名古屋共立病院における平成15年7月から平成20年6月までの診療報酬の不当請求及び不正請求にかかる金額について支払義務があることを確認する。

- (1) 国民健康保険法第65条第3項に基づく返還金75,718,456円及び加算金30,287,382円の合計金106,005,838円
- (2) 老人保健法第42条第3項に基づく返還金72,189,751円及び加算金28,875,900円の合計金101,065,651円
- (3) 民法第703条に基づく返還金94,061,487円

#### (支払方法)

第2条 甲は乙に対し、前条の債務の弁済として平成27年3月から平成41年9月まで各年3月、9月の各末日（ただし、同日が銀行休業日の場合は直前の営業日とする。）限り、前条第1号分として各金3,533,400円（1期のみ3,537,238円）ずつ、前条第2号分として、各金3,368,800円（1期のみ3,370,451円）ずつ、前条第3号分として各金3,135,300円（1期のみ3,137,787円）ずつ、計金10,037,500円（1期のみ10,045,476円）支払う。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、相当と認めるときは、前項の履行期限が未到来の債務について、その全部または一部について、支払いを行うことができる。
- 3 甲は乙に対し、前2項の支払いを、乙から甲に対して送付された納入通知書又は納付書による方法、若しくはその他の方法によって行うものとする。この場合の手数料は、甲の負担とする。
- 4 前項において、納入通知書又は納付書による方法で弁済を行う場合には、乙は甲に対して履行期限の5日前までに納入通知書又は納付書を送付する。

#### (期限の利益喪失)

第3条 次の各号に該当する事実が甲に発生した場合、第1条第2号及び第3号における債務について、甲は直ちに期限の利益を喪失し、甲は乙に対し、金195,127,138円から支払済みの金額（ただし、延滞金にかかる分を除く。）を控除した残金を直ちに支払うものとする。

- (1) 甲が乙の不利益に甲の財産を隠し、損ない、若しくは処分したとき、若しくは

これらのおそれがあると認められるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき

- (2) 甲が第2条に定める支払いを2回続けて遅滞したとき
  - (3) 甲に次の事由が生じたとき
    - ア 破産手続の開始決定を受けたとき
    - イ 甲の財産に対し強制執行がなされたとき
    - ウ 甲の財産が競売に付されたとき
    - エ 民事再生手続の開始決定を受けたとき
    - オ 解散したとき
    - カ 会社更生手続の開始決定を受けたとき
  - (4) 甲又は甲の保証人が前号の規定による乙からの質問、帳簿書類その他の物件の調査又は参考となるべき報告若しくは資料の提出の求めに応じないとき
  - (5) その他甲の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不適当となったと認められるとき
- 2 前項に該当する事実が甲に発生した場合、甲は乙に対して当該事実を通知する。
- 3 本契約に基づく債務についての期限の利益の喪失は、第1項に定める場合のみ認められ、乙は、第1項に定める場合のほかは、本契約に基づく債務についての期限の利益を喪失させることはできない。

(権利の不行使)

第4条 第1条第1号の債務について、乙は、本契約書に従った弁済がなされている限り、次の各号の申立てを行わない。ただし、前条により甲が期限の利益を喪失した場合はその限りではない。

- (1) 甲に対する法的倒産手続きの申立て
- (2) 甲の資産に対する仮処分、保全処分、強制執行等の強制手続の申立て

(報告、資料の提供)

第5条 甲は、本契約に基づく弁済期間中、甲の損益計算書及び貸借対照表を、会計年度ごとに、各会計年度経過後3月以内に、乙に提出する。

- 2 本契約に基づく弁済期間中、乙が甲に対し、その資産の状況及び事業の状況について報告又は資料の提出を求めた場合、甲は乙の指示に従い、報告又は必要な資料の提出を行う。
- 3 甲は、本契約に基づく弁済期間中、以下の各号に掲げる事由が発生した場合には、直ちに乙に対し、書面にて報告する。
  - (1) 事務所の移転
  - (2) 新規事務所の開設、既存の事務所の閉鎖
  - (3) 組織の再編
  - (4) 理事長の変更
  - (5) その他本契約に基づく弁済に重要な影響を及ぼす事態が生じたとき



(管轄合意)

第6条 甲及び乙は、本契約に関する訴訟その他法的手続きについては、甲の主たる事務所の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(強制執行認諾)

第7条 甲は、本件債務承認弁済契約を公正証書とすることを承諾する。

(費用負担)

第8条 本契約書及び前条に基づく証書の作成にかかる費用は、甲の負担とする。

(その他)

第9条 甲及び乙は、早期の返還を可能とするため、平成29年4月以降、本契約の見直しについて誠実に協議を行うものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙の記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成27年 2月 5日

(甲) 名古屋市中川区法華一丁目172番地  
医療法人 偕行会  
代表者 理事長 川原 弘久

(乙) 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
名古屋市  
名古屋市長 河村 たかし



35 後期高齢者医療保険料改定等の影響人数及び年金収入階層別  
保険料の推移

(1) 保険料改定等の影響人数 (単位：人)

区 分	対 象 者 数
保 険 料 増 加	47,500
元被扶養者に係る 均等割軽減の縮小	9,200
所得割2割軽減の廃止	30,600
賦課限度額の引き上げ	7,700
保 険 料 減 少	246,500
法定減額の拡充	1,900
所得割率・均等割額の引き下げ	244,600
計	294,000

## (2) 年金収入階層別保険料の推移

(単位：円)

区 分	29年度 (A)	30年度 (B)	差 引 (B) - (A)
80万円	4,600	4,500	△100
200万円	73,400	77,400	4,000
400万円	265,900	246,400	△19,500
600万円	427,100	394,400	△32,700
800万円	570,000	546,000	△24,000
1000万円	570,000	620,000	50,000

注：保険料は単身世帯で算出した年額

36 第7期介護保険料基準月額の算定要素

第6期保険料基準月額	5,894円
------------	--------

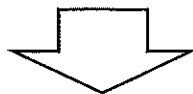


引き上げ要素

区 分	保険料への影響額
介護サービス利用者数等の伸びによる保険給付費等の増	+ 507円
第1号被保険者負担率の引き上げ	+ 150円
報酬改定による保険給付費等の増	+ 108円
計	+ 765円

引き下げ要素

区 分	保険料への影響額
介護給付費準備基金の取崩し	△ 208円
要支援者を対象とする配食サービスの市町村特別給付から地域支援事業への移行	△ 24円
第1号被保険者の介護保険料収納率の上昇	△ 17円
高額介護サービス費の上限額の引き上げ	△ 10円
利用者負担割合に3割負担の導入	△ 9円
計	△ 268円



第7期保険料基準月額	6,391円
------------	--------

## 37 第7期介護保険料基準月額の他都市比較

(単位：円)

区 分	保険料基準月額 (案)
名古屋	6,391
札幌	5,773
仙台	5,893
さいたま	5,421
千葉	5,300
川崎	5,825
横浜	6,200
相模原	5,800
新潟	6,353
静岡	5,492
浜松	5,534
京都	6,600
大阪	7,927
堺	6,623
神戸	6,260
岡山	6,160
広島	6,170
北九州	6,090
福岡	6,078
熊本	6,760

### 38 介護医療院の概要

区 分	内 容
創設の経緯	<p>介護療養型医療施設の転換先として、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能を維持しつつ、その入院生活が長期にわたり、実質的に生活の場になっている実態を踏まえて、「<u>生活施設</u>」としての機能を兼ね備えた新たな施設類型として創設</p>
機 能	<p>要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「<u>日常生活上の世話（介護）</u>」を一体的に提供する。</p>
設置根拠	<p>介護保険法上の介護保険施設だが、医療法上は医療提供施設として法的に位置づける。</p>
主な利用者像	<p>(Ⅰ) 重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者等（現行の介護療養型医療施設相当）                  (Ⅱ) <u>上記と比べて、容態は比較的安定した者</u></p>
施設基準	<p>(Ⅰ) 現行の介護療養型医療施設相当                  (Ⅱ) <u>現行の介護老人保健施設相当</u></p>
面 積	<p><u>介護老人保健施設相当 (8.0 m<sup>2</sup>/床)</u></p>
基本報酬	<p>(Ⅰ) 現行の介護療養型医療施設の基準を参考                  (Ⅱ) <u>現行の介護老人保健施設の基準を参考</u></p>

注1：下線部が介護療養型医療施設との相異点

注2：平成28年度及び29年度社会保障審議会介護給付費分科会資料抜粋

### 39 高齢者サロン等への運営助成の概要

#### (1) 平成29年度の助成内容

区 分		月 2 回 以 上 開 催	月 4 回 以 上 開 催
小規模型	5人以上参加	月額2,000円	月額4,000円
大規模型	25人以上参加	月額10,000円	月額20,000円

注：高齢者、子育て中の親子、障害者等と一緒に参加できる共生型サロンも対象

#### (2) 平成30年度の助成内容

区 分		月 2 回 以 上 開 催	月 4 回 以 上 開 催
小規模型	5人以上参加	月額2,000円	月額4,000円
中規模型	15人以上参加	月額6,000円	月額12,000円
大規模型	25人以上参加	月額10,000円	月額20,000円

注：高齢者、子育て中の親子、障害者等と一緒に参加できる共生型サロンも対象

#### 40 なごや認知症カフェに係る助成事業の概要

##### (1) 開設助成

区 分	内 容
趣 旨	なごや認知症カフェの開設に当たり、必要な物品購入費を助成するもの
主 な 要 件	市内の一定の場所で月1回以上開催し、医療・福祉関係者で認知症の相談業務に従事した経験のある方を1名配置
助 成 金 額	50,000円以内

##### (2) 運営助成

区 分		2 9 年 度	3 0 年 度
趣 旨		なごや認知症カフェの運営に当たり、必要な経費を助成するもの	
主 な 要 件		市内の一定の場所で定期的を開催し、医療・福祉関係者で認知症の相談業務に従事した経験のある方を1名配置	
助成金額	月 1 回 開 催	—	月額1,000円
	月 2 回 開 催	月額2,000円	月額2,000円
	月 3 回 開 催	月額2,000円	月額3,000円
	月 4 回以上 開 催	月額4,000円	月額4,000円



41 なごや認知症カフェの登録及び助成状況

(単位：か所)

区 分	登 録	開設助成	運 営 助 成		
			28年度 上半期	28年度 下半期	29年度 上半期
千 種	8	6	—	—	—
東	5	2	—	—	1
北	14	9	2	3	4
西	11	3	—	—	1
中 村	9	5	1	3	3
中	2	—	—	—	—
昭 和	6	3	—	—	—
瑞 穂	5	—	—	—	—
熱 田	7	4	—	—	—
中 川	15	6	—	1	1
港	8	4	—	—	—
南	18	10	—	—	—
守 山	9	2	—	1	1
緑	11	5	—	—	—
名 東	12	4	—	—	2
天 白	13	5	—	—	1
計	153	68	3	8	14

注1：登録か所数、開設助成か所数は、平成29年12月末現在  
 注2：開設助成か所数は、事業開始時からの通算

